

国際機関の共同意思表出文書に関する一考察 ——WTO閣僚共同宣言を中心として——

宮崎 修二（地域振興整備公団）

1. はじめに

国際機関の存在は多くの人々に認識されながらも、国際機関における英語コミュニケーション活動の実態はあまり知られていない。例えば国際機関の共同宣言は、官僚的なレッドテープ（繁文縟礼）であり、専門的で難解である、さもなければ、無味乾燥で、少なくとも文化的価値のあまりない記号の羅列に過ぎない、と一般には思われているふしがある。しかし、「はじめに言葉ありき」という西欧的価値を基にした近代国際社会、そのルールにのっとり活動している多くの国際機関にとって、共同宣言等の言語的表出活動は極めて重要な意味を持っており、決しておろそかにできないものとなっている。記憶に新しいところでは、イラク攻撃に当たり、国際社会がなぜ、あれほどまでに安保理決議という「コトバ」の権威にこだわったかを思い出せばよいだろう。その意味で、国際機関における共同意思表出文書である共同宣言等の起案作業において各国がいかに多くのエネルギーを費やしているかは想像に難くない。そこで何が語られ、何が書かれなかったかが、各国にとっての死活的利益に結びつくと思われているからである。

ところで、今次のイラク戦争を契機に国連安保理決議や国際連合憲章とは一体どのようなものかを紐解いた向きも多かったに違いない。そこで発見するのは、これらの文書が一定の形式と機能を共有する文書であること、敷衍すれば、ある種の伝統的作法にそって作られ、国連としての共同意思を規定し、広く宣明しているものだということである。こうした特色は国連憲章の系譜に連なるものといわれるアメリカ合衆国憲法、さらには WTO（世界貿易機関）設立協定にも共通して見られるものである。一方、国際機関が発出する共同声明や共同宣言も協定等とは異なる形式を持つとは言え、当該機関の共同意思を集約し、外部に表出する文書である点において、協定等と共有部分があるものと考えられる。そこで、これら国際機関における共同意思を表出する文書間の異同を英語コミュニケーションの観点から明らかにし、体系的に整理することができないかというのが今回の研究の主旨である。

筆者は、前2稿において、APECを中心とする国際機関の共同声明（joint statement）の構造及び用語、特に述語の特質について考察した¹。そこで明らかになったことは、国際機関の共同声明は、異なる言語的背景を持つ人々にも解かりやすいものとするを旨とした客観的で簡潔な構造、用法等を有する「コミュニケーションの道具」としての性格を強く持った文書だということである。さらに、共同声明文書に使われる述語の主たる機能は、「状況の認識」と「行動への意思表出」の2つに集約されるため、述語の絶対数（種類）

¹ 宮崎修二「国際機関における英語コミュニケーションに関する一考察——APECを題材として」日本英語コミュニケーション学会紀要第8巻第1号1999年9月 宮崎修二「国際機関の共同声明文書における述語の用法等に関する一考察」日本英語コミュニケーション学会紀要第9巻第1号2000年9月

は限定的であり、比較的少数の述語が繰り返し使われていることも示した。今回の研究では、これら共同声明に関する知見をもとに、共同宣言、協定等の文書を包括して国際機関における「共同意思表出文書」と広くとらえ、その体系がどのようなものであり、どのような英語コミュニケーション上の特質を有しているかについて、特に「協定」と「共同声明」の中間に位置する「共同宣言」に焦点をあて、分析することとしたい。

2. 国際機関における共同意思表出文書

(1) 共同意思表出文書の種類と機能

国際機関の基本機能は、特定の問題に関し、メンバーの利害や意見を調整して、当該機関の共同意思を醸成し、それに基づいて集団で又は個別に行動することを決定することにある。そこで形成された共同意思、すなわち状況の認識及び行動への意思（決意）を確認事項（あるいは約束）として一定の文書に固定したものを総称して「共同意思表出文書」と呼ぶこととしたい。これらは大きく2つ、正確には3つのカテゴリーに分けられる。1つ目は「協定」であり、2つ目のカテゴリーには「共同声明」と「共同宣言」とが含まれる。形式に着目すれば、共同意思を法的な約束＝契約として文言上に表したものが協定である。一方、国際機関の共同意思を最も一般的、客観的に記載したものが共同声明であり、さらに、表出すべき意思をより強く、明確に示しているのが共同宣言である。協定には「共同」という修飾語はつかないが、協定自体がメンバーの「共同意思」を「共同行為として」表していることは言うまでもなく、そもそも「共同」という概念が含まれているともいえるだろう。

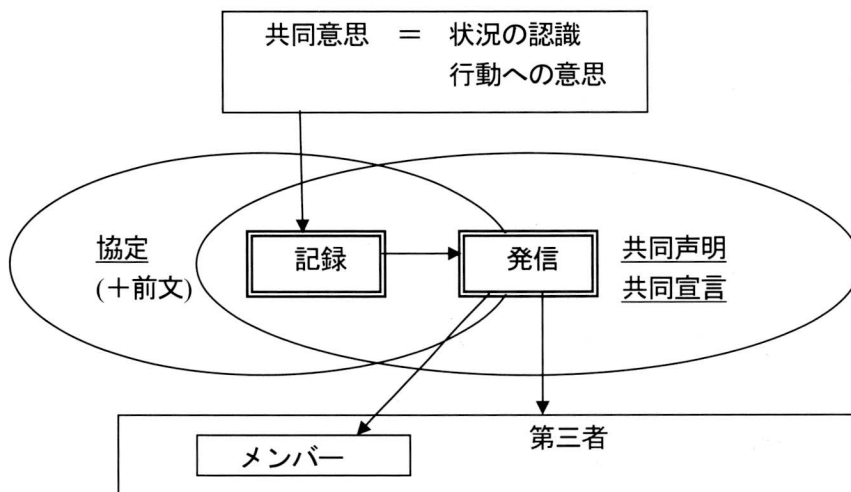
そこで、注目したいのは、これらの文書が持つ機能についてである。筆者は、共同声明文書は、「コンセンサスに基づき、一定の約束を行ったり、当該国際機関の立場、見解を明らかにし、それを外部に表出していくものであること（この意味で、共同声明は、当事者間の議論や合意事項の記録（record of discussion）という機能と、それを広く関心のある第三者にも伝えていくという情報発信機能とを併せ持っている。）」を指摘した²。しかし、こうした機能は、必ずしも共同声明に限定されたものではなく、協定や共同宣言においても妥当するものと考えられるのである。すなわち、共同意思表出文書の機能は、①醸成された共同意思を一定の形として残す機能、又は、合意事項を記録として残す機能（以下「記録機能」という。）、②その記録内容をメンバーも含めた関心を持つ他者に伝えていく機能（以下「発信機能」という。）に二分されており、それぞれの文書における違いは、この2つの機能の要素がどの程度含まれているかの差であると考えられるからである。

<図1>は、こうした共同意思表出文書の機能を模式化した仮説として提示するものである。共同意思は、何らかの状況の認識とそれに基づく行動への意思（決意）のまとまりと考え、これを記録するのが第一の機能であり、その共同意思を当該国際機関のメンバーや第三者に伝えていくのが第二の発信機能である。協定の場合、第一の記録機能まで一応の完結を見ているとも言えるが、約束された事項をメンバーに周知する働きを持つことが当然期待されているので、第二の発信機能の一部も有していると考えられる。さらに、後述のように、協定に付帯する「前文」は、より明確に協定内容の立法趣旨等を「宣

² ibid 宮崎 (2000年)

言する」ものであることから、協定にも一定の発信機能があると考えてよいだろう。

<図1> 共同意思表示文書の機能



(2) 協定、共同声明、共同宣言

上に示した仮説を踏まえながら、これら3つのカテゴリーについて、さらに解説を加えてみたい。

①協定

協定 (agreement) は、より法的、拘束的な性格を持つもので、内容や形態に異同はあるものの、広義には、憲章 (charter)、条約 (treaty、pact、convention)、議定書 (protocol) 等もこれに含まれるものと考えられる。これらの文書の根幹は通常 article 番号の下に箇条書きになった条文の集合である。この点、共同声明や共同宣言がパラグラフごとにまとまりをもち、場合によって見出しを有した体裁をとってはいるものの、ほぼ一般的な叙述の文体であるのとは異なっている。協定の条文本体は締約国 (signing parties 等) 又は加盟国 (members 等) が個別に又は集団で、若しくは当該機関自身としてなすべきことを規定していることから、締約国等を主語とする三人称の客観的な記述が原則である。「なすべきこと」を規定している協定の性格上、行動に関する述語動詞が多用され、多くの場合、shall や will が同時に使用されている。

ただし、ここで注目したいのは、一般的に協定には、条文本体 (text) の直前に「前文 (preamble)」が付帯しているという点である。この場合、前文は、条文本体に定められていることの趣旨や立法者の意思を解説、宣明した、一種の「政治宣言」の性格を持っているということが重要である。形式の面でも、協定の前文は、宣言者の主観的意識を強く表すという観点から、共同宣言と同様の叙述方法により作成されており、共同宣言等の延長線上にあるといえるだろう。また、立法者の意思を強く宣明する前文においては、しばしば主語に We が使われている (協定の前文を中心とした実例については、後に詳しく述べ

ることとしたい。)

②共同声明

ある意味において協定の対極に位置し、協定よりも概括的、一般的で、非拘束的な性格を有する文書が「共同声明 (joint statement)」である。これには「共同コミュニケ (communiqué)」も含まれる。内容の一般性を反映してか、形式上の縛りも強くはない。英英辞典で「statement」の意味するところを調べてみると、「something you say or write publicly or officially to let people know your intentions or opinions, or to record facts」という解説が見つかった³。つまり、statementは「公然と又は公式に人々に意思又は意見を知らせ、若しくは事実を記録するもの」というわけで、共同声明が「共同意思を記録し、他者に伝える機能を有している」という仮説と符合している。Ministers (又はそれを受けた they) を主語とする三人称が一般的であるなど、共同声明の叙述は客観的なものとなっているが、これは、共同声明が共同意思を客観的に記録するとともに、記録内容を広く発信するという機能、性格を有していることを反映したものだといえよう。

③共同宣言

数量的には少ないものの、協定と共同声明の中間的形態として存在するのが、閣僚や首脳による共同宣言 (declaration) である。APEC では、毎年閣僚による共同声明とともに首脳による共同宣言が発出されている。また、今回分析の中心とする WTO の閣僚宣言も最高意思決定機関である閣僚会議 (Ministerial Conference) が発出する共同宣言である。それでは、宣言と声明とはどのような関係にあるのだろうか。「declare」は「公的に言明すること」とされているが⁴、さらに Longman は、「declaration」の意味として、最初に「an important statement saying that something such as a war, peace, etc., has officially begun」(開戦又は平和の宣言) をあげた後、より一般的な意味として「an official or serious statement of what someone believes」という解釈を載せている。一方、Webster's New World Dictionary of the American Language は、「the thing declared; announcement, formal statement; proclamation」としており、The Concise Oxford Dictionary は、「a formal or explicit statement or announcement」としている。以上から読み取れるのは、declaration が official、formal 又は serious な色彩を持つ statement の一種だということであり、(共同) 宣言が (共同) 声明の一形態と捉えられるということである。その上で、宣言が声明と異なるのは、あるいは、宣言を宣言たるものとして特色付けているのは、宣言者がその主観的意思を明確に表そうとしている点にあると考えられる。そのため、叙述においては、閣僚や首脳の一人称である We が主語として使用されるのが一般的であり、述語動詞も、より直接的に宣言者の主観的意思を表す用語が使われていると考えられるのである。

(3) 共同意思表出文書の体系

以上の3つの共同意思表出文書の関係及び特質を仮説的に整理したものが<図2>である。ここでは、協定、共同声明を機能、性格の観点から両極に位置づけ、主語及び述語

³ Longman 現代英英辞典

⁴ 「ランダムハウス英和大辞典」小学館

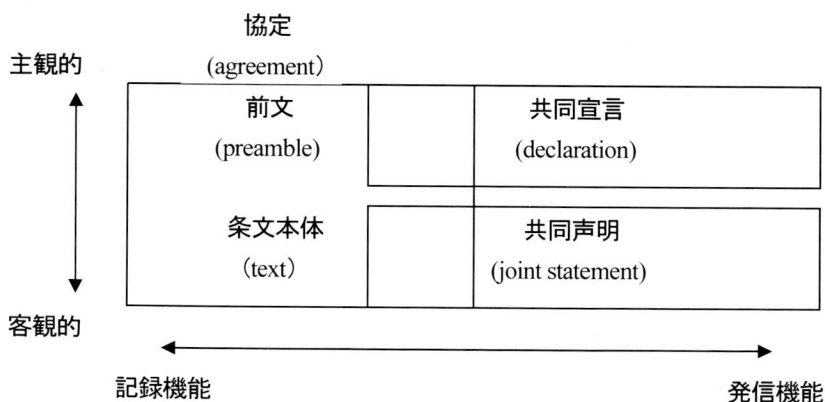
の用法の相違等を示している。この図において、共同宣言は、協定及び共同声明との相対的な位置関係が示されているだけで、必ずしも3者が直線的に並んでいるわけではないことに注意すべきである。

<図2> 共同意思表出文書の関係及び特質

名称	agreement 協定(条約) (他に treaty, pact, convention 等各種)	declaration 共同宣言	joint statement / communiqué 共同声明・共同コミュニケ
機能	共同意思の記録 (前文は記録＋発信)	共同意思の記録＋発信	共同意思の記録＋発信
性格	法的拘束性強い 形式的 客観的(前文は主観的)	宣言者の強い意思 ⇒⇒⇒ 主観的	一般的、拘束性弱い(部分的) 事實的、自律的 客観的
主語	締約国等(3人称) (前文は We もあり)	We(1人称)	Ministers(3人称)
述語	行動 shall、will の使用	⇒⇒⇒ shall、will の使用	認識、賞賛、行動、懲憑

さらに、<図3>は、これら3者の関係を、叙述される意思の性格と、有している機能に着目して整理しなおした概念図を表している。

<図3>叙述される意思の性格及び機能から見た共同意思表出文書の関係



ここでは、協定の前文が宣言者（立法者）のより主観的な意思を示すとともに、条文本体はより客観的な記録に主眼があることが示されている。また、共同声明及び共同宣言がともに記録機能及び発信機能を有しているものの、前者がより客観的意思の記述を中心としているのに対し、後者は、より主観的な意思の表明に重点を置いていることが示されている（この図において、横軸（機能）及び縦軸（性格）は絶対値の尺度を示したものであることに注意されたい）。

ここまで、結論をある程度先取りする形で共同意思表出文書の全体像を明らかにしてきたが、次節では、WTO 閣僚宣言を中心素材とし、APEC 首脳宣言及び閣僚声明と対比しつつ、共同宣言の構造上、叙述上の特質について分析することとしたい。

3. WTO 共同宣言の分析

（1）調査の方法

共同宣言の構造及び述語動詞の用法等の特質を明らかにするため、WTO の発足以来の閣僚会議（Ministerial Conference）における閣僚宣言（Ministerial Declaration）について次のような調査・検討を行った。

① 過去3回の WTO 閣僚会議における共同宣言⁵について、語数、センテンス数、We（＝閣僚）を主語とするセンテンス数等を計測した。ひとつの We 主語に対し、述語動詞が重ねて使用されている複文等の場合（例：We note the importance of...and agree to negotiation that...）は、述語動詞の数をセンテンス数とした。

② 上記の We 主語に対応する述語動詞をリストアップし、その出現頻度を計測した。例によって、これらの動詞が文章中に使われている場合であっても、We 主語に対応しないものは除くこととした。

③ WTO 閣僚宣言と比較するため、全ての WTO 閣僚会議の開催期間（およそ2年に1回開催）と同じ 1996～2002 年の間の APEC 首脳宣言についても、上記①及び②と同様の作業を行った。また、WTO、APEC 両閣僚宣言との比較を行うため、同期間中の APEC 閣僚声明についても同様の調査を行った。

④ 以上の結果をもとに、WTO 閣僚宣言における述語動詞の用法上の特質は何か、APEC の閣僚声明及び首脳宣言との異同はあるかについて分析した。

（2）共同宣言の構造上の特質

① 語数、センテンス数

WTO 閣僚会議及び APEC 首脳会合（1996～2002 年）における共同宣言の概要をまとめたものが〈表 1〉である。WTO に関して言えば、新ラウンド開始を宣言したドーハ閣僚宣言が語数、センテンス数とも最大で、設立後最初の閣僚会議であったシンガポールがそれについていることが特徴である。センテンス数あたりの語数は 3 2 語内外で、極端に語数が多いわけではないが、APEC の首脳宣言に比べると 5 語程度長くなっているのは興味

⁵ WTO の閣僚会議は 1996 年のシンガポール、1998 年のジュネーブ、1999 年のシアトル、2001 年のドーハの 4 回が行われたが、周知の通り、シアトル会合は会議が決裂し、閣僚宣言を発出するに至らなかったため、本稿の調査ではシアトルは除外されている。

深い。また、語数、センテンス数ともドーハ閣僚会議のそれが WTO、APEC を通じ、飛びぬけて多いことも読みとれ、同閣僚宣言にいかにも多くの事柄が託されているかが推察される。

<表 1> WTO 閣僚宣言及び APEC 首脳宣言の概要

(A) WTO 閣僚宣言 (Ministerial Declaration)

回次(開催年)	開催地	語数	センテンス数	語/セン	We 主語 (数/セン)	備考
第1回 (1996)	Singapore	3,197	102	31.3	63 (60.8%)	We + shall 3回 We + will 5回
第2回 (1998)	Geneva	1,211	37	32.7	27 (73.0%)	We + shall 2回 We + will 1回
第4回 (2001)	Doha	5,249	159	33.0	98 (61.6%)	We + shall 6回 We + will 0回
			(179)		118 (65.9%) ←	複文等含む実際のセンテンス数)

(B) 1996~2002年 APEC 首脳宣言 (Economic Leaders Declaration)

開催年	開催地	宣言の名称等	語数	センテンス数	語/セン	We(数/セン)	備考
1996	Subic (Philippines)	Declaration : From Vision To Action	1,669	62	26.9	54 (87.1%)	
1997	Vancouver	Declaration : Connecting The APEC Community	3,323	138	24.0	104 (75.4%)	バラ当り語数最大
1998	Kuala Lumpur	Declaration: Strengthening The Foundation For Growth	4,240	147	28.8	114 (77.6%)	語数、センテンス数とも最大
1999	Auckland (New Zealand)	Declaration: Auckland Challenge	2,246	92	24.4	73 (79.3%)	
2000	Brunei	Declaration: Delivering to the community	2,764	87	28.8	102 (85.3%)	
2001	Shanghai	Declaration: Meeting New Challenges In The New Century	3,032	115	26.4	94 (81.7%)	本文のみ(Annex 込み 13,164→閣 僚宣言の倍)
2002	Los Cabos (Mexico)	Declaration:	2,665	95	28.1	88 (88.9%)	

②We 主語

閣僚の主観的意思を強調する WTO 閣僚宣言では (APEC 首脳宣言と同様に)、We が主語として用いられており、We 主語のセンテンス数の全センテンスに占めるウェイトは、シンガポールで 60.8%、ジュネーブで 73%、ドーハでも 65.9%に上っている。しかし、意外なことに、このウェイトは APEC 首脳宣言よりも低いことが注目される。APEC 首脳宣言では、2002 年のロス・カボスにおける 88.9%を最高に、7 回平均で実に 82%のセンテンスが We 主語となっているのである。これに対し、新ラウンド交渉開始を決定したドーハでは、より強い決意の程を示す We 構文が多いと予想されるところだが、APEC 首脳宣言よりウェイトが低いのは何を意味するのだろうか。ドーハ閣僚宣言の文書を仔細に点検してみるとその答えが判ってくる。ドーハの文書では、まず We 主語の主文で交渉に入ることを宣言し、それに続く複数のセンテンスでその交渉の性格や要求事項を非人格主語で明らかにするという構造をとっているのである。例を見てみよう (注: □ は主語を、下線は述語動詞を、網掛け部分は助動詞を表す。文の段落付けと合わせ、いずれも筆者による。)

We agree to negotiations which shall aim, by modalities to be agreed, to reduce or as appropriate eliminate tariffs, including the reduction or elimination of tariff peaks, high tariffs, and tariff escalation, as well as non-tariff barriers, in particular on products of export interest to developing countries.

Product coverage shall be comprehensive and without a priori exclusions.

The negotiations shall take fully into account the special needs and interests of developing and least-developed country participants, including through less than full reciprocity in reduction commitments, in accordance with the relevant provisions of Article XXVIII bis of GATT 1994 and the provisions cited in paragraph 50 below.

To this end, the modalities to be agreed will include appropriate studies and capacity-building measures to assist least-developed countries to participate effectively in the negotiations. (Doha Ministerial Declaration⁶ Nov. 2001 para. 16)

先に、閣僚宣言は、閣僚の意思を表すことが主眼であると述べた。しかし、一方で WTO は、着実な貿易の自由化を進めていくという「実務的な」組織であることが重要なのである。シアトルの失敗等多くの困難を乗り越え、1995 年の WTO 発足以来初のラウンド交渉を開始したドーハ閣僚宣言では、交渉の対象(coverage)、方法(modality)、期限等加盟メンバーの強い関心事項についてなるべく詳細に規定する必要があったのである。これらの実務的事項をすべて We 主語により叙述するのはあまりにも単調に過ぎよう。上に見た文例は、ドーハ閣僚宣言の中で繰り返し使用されており、平均的なパラグラフ構造となっている。これに対し、APEC は貿易に限らない広範なアジェンダを扱っており、首脳宣言でも多くの項目を広く浅く言及していること、また、首脳宣言は、まさに加盟メンバーの最高首脳の政治的宣言であることが指摘できる。これが、実務宣言である WTO 閣僚宣言との違い

⁶ 出典 http://www.wto.org/english/tratop_e/dda_e/dda_e.htm#dohadeclaration

として現れているのではないだろうか。

(3) 共同宣言における述語

次に WTO 閣僚共同宣言で使用されている述語動詞の特質を見てみよう。〈表2〉は WTO 閣僚宣言と APEC 閣僚声明・首脳宣言の使用頻度上位 20 語の述語動詞を比較したものである。

〈表2〉WTO 閣僚宣言と APEC 閣僚声明・首脳宣言の使用頻度上位の述語動詞比較

APEC 閣僚声明 (1989-2000) [参考]			APEC 閣僚声明 (1996-2002)			APEC 首脳宣言 (1996-2002)			WTO 閣僚宣言 (3回・1996-2001)		
順位	述語動詞	回数	順位	述語動詞	回数	順位	述語動詞	回数	順位	述語動詞	回数
1	welcome	205	1	welcome	290	1	welcome	88	1	agree	34(22)
2	note	193	2	note	170	2	recognize	38	2	recognize	25(20)
3	agree	127	3	endorse	109	3	note	37	3	note	20(11)
4	endorse	74	4	agree	102		agree	37	4	reaffirm	14(10)
5	express	57	5	commend	76	5	instruct	31	5	welcome	13(4)
6	recognize	53	6	encourage	73	6	endorse	28	6	commit	11(8)
7	commend	51	7	recognize	68	7	direct	22	7	instruct	10(9)
8	encourage	39	8	reaffirm	45		call for	22	8	renew	7(0)
9	reaffirm	39	9	instruct	42	9	commend	21	9	recall	6(3)
10	direct	36	10	direct	35	10	encourage	20		continue	6(3)
11	thank	31	11	acknowledge	28		reaffirm	20	11	endorse	5(3)
12	emphasize	23	12	express	26	12	support	17	12	encourage	4(2)
13	call for	20	13	urge	25	13	commit	15		confirm	4(3)
14	instruct	19	14	call for	24		believe	15		be determined	4(3)
	discuss	19	15	stress	18	15	acknowledge	14		attach	4(2)
16	approve	18		emphasize	18		urge	14	16	work	3(2)
17	stress	16	17	thank	17	17	resolve	13		stress	3(2)
18	ask	15	18	approve	11		call on	13		urge	3(2)
19	acknowledge	14		request	11	19	ask	12		believe	3(0)
20	urge	13	20	reiterate	8	20	discuss	7	20	adopt	2(2)
						21	emphasize	6		emphasize	2(1)
										acknowledge	2(1)
										underline	2(1)
										(以下略)	

(注：表示は、① agree WTO 閣僚宣言において APEC より低頻度なもの、② endorse APEC では出現するが WTO 閣僚宣言では出現しないもの、③ welcome APEC よりも出現頻度が高いもの又は WTO 閣僚宣言のみに出現するもの、を示す。回数欄の()内は Doha 閣僚会議。)

①述語動詞の頻度

共同宣言における述語動詞の分析を行う前提として、まず、APEC 閣僚共同声明に用いられている英語の構造的特質について復習してみたい。前稿において、筆者は、共同声明の主体である Ministers の行為を表す述語は決して難解なものではなく、また述語数（種類）も限定的であり、比較的少数の述語が繰り返し使われていることを指摘するとともに、こうした重複使用の理由として、Ministers 主語に対応した述語の主たる機能が、閣僚会議及び共同声明のそもそもの性格故に、「状況の認識」と「行動への意思表示」の2つに集約されるためであることを明らかにした⁷。

WTO の閣僚宣言においてもやはり同様の特定語への集中が見られる。ドーハでは、<表 2>に見られるように、agree (22 回)、recognize (20 回)、note (11 回)、reaffirm (10 回)、instruct (9 回)、commit (8 回)、welcome (4 回)、recall、continue、endorse、confirm、be determined (以上 3 回)、encourage、attach、work、stress、urge、adopt (以上 2 回)、emphasize、acknowledge、underline、request、reconfirm、pledge、underscore (以上 1 回) の 25 種類の述語動詞のみで、118 の総出現述語動詞をまかなっている。つまり、1 語が平均 4.7 回使われているわけである。さらに、特定語の重複使用頻度は著しく、上位 7 語で 80 回と全体の 71.2%、上位 12 語、つまり、全述語動詞の半数で 99 回 (83.9%) を占めているのである。この重複使用の背景として、上に掲げた理由のほか、ドーハ閣僚宣言に特定して言うならば、(a) この宣言が新ラウンド交渉の項目を定めるいわゆる「terms of reference」であり、明確性、正確性が求められているため、曖昧さを極力排そうとした考慮があると想像されること、(b) そのためには、一般的に英語表現としては通常極力排除される同一語の重複・反復使用をあえて多用したのではないかと想像されることがあげられるのである。実際、ドーハ閣僚宣言では、18 項目にのぼる事項がワーク・プログラムとして掲げられている。その中には交渉がすでに開始されているもの（農業、サービス等）、交渉に入るもの（非農産品、アンチダンピング、補助金、環境等）、一定の準備作業の後交渉に入るかどうか決めるもの（投資、競争政策等）等の性格の違いがあり、これらの項目を公平に扱うため、例えば、同種の事項については、ほぼ同文で記述するなど、かえって機械的な叙述を行っている面も見られるからである。同種の述語の重複使用の裏にはこうした WTO に特有の事情もあったのではないかと推察されるのである。

②APEC との比較

次に WTO 閣僚宣言における述語動詞の使用頻度と APEC におけるそれとの比較に目を転じてみよう。出現総数で言うと 2002 年のロス・カボス首脳宣言では 24 種類の述語動詞が使われているが、上海では 44 種類、ブルネイでは 40 種類とこれら 2 つの会議が述語動詞の種類の間では意外と「饒舌」だったことがわかる。それでも APEC 首脳宣言でいえば上位 13 語で、また、APEC 閣僚声明でも 10 語で 70% の述語動詞をまかなっており、依然特定語への集中が見られる。

一方、述語動詞の機能面から見た出現頻度の違いはどうであろうか。もう一度<表 2>をみると、やはり APEC と WTO では、使用される述語動詞に変化が見られるようである。

⁷ ibid 宮崎 (2000 年)

その異同をまとめると以下ようになる。

- (a) WTO 閣僚宣言において APEC より低頻度なもの
welcome、endorse、encourage、express、believe、emphasize、acknowledge、look forward to、consider、request、decide、reiterate、direct
- (b) APEC では出現するが WTO 閣僚宣言では出現しないもの
commend、call for、call on、thank、approve、support、resolve、ask、discuss
- (c) WTO 閣僚宣言、APEC 首脳宣言ともに低頻度なもの
express、thank、approve、stress（再掲）
- (d) APEC よりも出現頻度が高いもの又は WTO 閣僚宣言のみに出現するもの
agree、recognize、reaffirm、commit、*renew、recall、*continue、confirm、be determined、*attach、*work、*underline（*はこのうち WTO 閣僚宣言のみで使用されているもの）
- (e) 頻度の順位がほとんど変わらないもの。
note、stress、urge

さらに、この差異を述語動詞の機能上の違いで見ると次のようにまとめられる。

- (a) 「行動への意思を表す」述語のウェイトが大きい。つまり、welcome、note、agree の頻出御三家は上位を占めるが、APEC で抜きんでて 1 位の welcome が 5 位に落ち、使用頻度 13 回となっている。ドーハでは 4 回と平均使用回数も下回っている（使用頻度は全体の 3.3%）。
- (b) これと対照的に、agree が 34 回（ドーハは 22 回）と群を抜いており、使用頻度は全体の 16%（ドーハでは 18.6%）を占めている。
- (c) 他者を賞賛する用語の頻度が低い。つまり、APEC で常連の welcome、commend、endorse、express、acknowledge、look forward to 等が WTO では低頻度となっている。
- (d) さらに、他者の行為を懲憑する語が減少し、より直接的な意味のものが選好されている。例えば、instruct が多く、call for、encourage は少い。
- (e) 決意を表す用語の頻度が高い。例えば、reaffirm our commitment、commit ourselves、renew our commitment、continue our efforts、be determined、confirm our commitment、attach ourselves to the importance 等である。

③agree について

特に WTO で使用頻度が高い agree に着目してみると、こうした傾向が一層顕著なのがわかる。〈表 3〉は声明や宣言で使用されている agree の形式及び用法を分類したものである。

まず形式であるが、agree to + 名詞、agree to + 動詞、agree that、agree on、agree with の 5 つの形式が APEC では見られるところ、WTO では、前 3 者のみが登場する。しかも、agree to + 名詞では、agree to negotiations といった用法、agree that でも that 節の中で交渉はかくあるべし、とする用法がほとんどとなっており、行動ないし行動への決意を示す用法が主流となっている。それを裏付けるように、用法の面では行動／決定を表すものが 9 割を超えている。（ただし、APEC においても近年、評価／認識を表す用法が激減していることは注目に値するところであ

るがその分析は他の機会に譲りたい。)

＜表3＞ agree 構文の形式別・用法別分類と比較

声明・宣言等種別	APEC 閣僚声明 (1989～2000)	APEC 首脳宣言 (1996～2002)	WTO 閣僚宣言 (3回分) (1996～2001)		
				うち ドーハ	
使用総数	125	37	34	22	
うち 形式	agree to 名詞	3 (2.4)	0 (0.0)	13 (38.2)	9 (40.9)
	agree to 動詞	23 (18.4)	9 (24.3)	8 (23.5)	4 (18.2)
	agree that	93 (74.4)	21 (56.7)	12 (35.3)	9 (40.9)
	agree on	5 (4.0)	7 (19.0)	1 (2.9)	0 (0.0)
	agree with	1 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
うち 用法	評価/認識	28 (22.4)	6 (16.2)	3 (8.8)	2 (9.1)
	行動/決定	97 (77.6)	31 (83.8)	31 (91.2)	20 (90.9)

(注：カッコ内は構成比で単位は%)

④shall 及び will の使用

もうひとつの述語用法の特徴として、閣僚自身の述語ではないが、他者の行為、event (negotiation 等)、に shall を使用することにより、閣僚の強い意思を表す方法が多用されていることが挙げられる。つまり、We (=閣僚) の直接の行為でなくとも、間接的に We の強い意思を表す方法である。例えば、ドーハでは will が 18 回、shall は 48 回、should は 7 回使われている。しかし We を主語にしたセンテンスでのこれらの助動詞の頻度は思いのほか少ない。例えば、We+shall 構文は 6 つに過ぎず、We+will 構文はひとつもない。しかし、先に見たように negotiation や modality といった交渉それ自体、交渉の属性、期限、その他の制約等の無生物主語に will、shall を使用したセンテンスは枚挙にいとまがない。これは、より客観的に「交渉はかくあるべし」と記述することにより、閣僚の強い意思、羈束性 (きそくせい) を表していると言えるであろう。閣僚が「交渉はかくかくしかじかになるようにしようと思う」と言うよりも、かえって強い意思が表出できるといえるのではないだろうか。

4. 協定の表現形式について

最後に、共同意思表出文書分析の締めくくりとして、「前文」の実例に焦点を当て、協定の形式について見ておこう。まず、WTO (世界貿易機関) 設置協定 (AGREEMENT ESTABLISHING THE WORLD TRADE ORGANIZATION 1994) ⁸は、前文において、「本協定の締約国」という主語と「次の通り合意する」という述語の間に、複数の副詞句がはさまれる形式をとっており、その後に条文が続いている (注: □ は主語及びそれに対応する述語を、下線は副詞句における分詞を表す。文の段落付けと合わせ、いずれも筆

⁸ 出典 http://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/legal_e.htm

者による。)

The Parties to this Agreement,

Recognizing that their relations in the field of trade and economic endeavour should be conducted

with a view to raising standards of living,

ensuring full employment and a large and steadily growing volume of real income (略), and

expanding the production of and trade in goods and services, while

allowing for the optimal use of the world's resources (略),

Recognizing further that there is need for positive efforts designed

to ensure that developing countries, and especially the least developed among them,

secure a share in the growth in international trade commensurate with the needs (略),

Being desirous of contributing to these objectives (略),

Resolved, therefore, to develop an integrated, more viable and durable multilateral trading system

encompassing the General Agreement on Tariffs and Trade, the results of past trade liberalization

efforts, and all of the results of the Uruguay Round of Multilateral Trade Negotiations,

Determined to preserve the basic principles and to further the objectives underlying this multilateral trading system,

Agree as follows:

Article I

Establishment of the Organization

The World Trade Organization (hereinafter referred to as "the WTO") is hereby established.

(以下略)

一方、他の伝統的な共同意思表出文書も類似した形式を有している。例えば、国際連合憲章(The Charter of the United Nations 1945) の有名な前文を見てみよう⁹。

WE THE PEOPLES OF THE UNITED NATIONS DETERMINED

to save succeeding generations from the scourge of war, (略)

to reaffirm faith in fundamental human rights, (略)

to establish conditions under which justice and respect for the obligations (略)

to promote social progress and better standards of life in larger freedom,

AND FOR THESE ENDS

to practice tolerance and live together in peace with one another as good neighbours, and

to unite our strength to maintain international peace and security, and

to ensure, by the acceptance of principles and the institution of methods, that armed force shall not be used, save in the common interest, and

to employ international machinery for the promotion of the economic and social advancement of all peoples,

HAVE RESOLVED TO COMBINE OUR EFFORTS TO ACCOMPLISH THESE AIMS

Accordingly, our respective Governments, (略)

⁹ 出典 <http://www.un.org/aboutun/charter/index.html>

have agreed to the present Charter of the United Nations and
do hereby establish an international organization to be known as the United Nations.

さらに、国連憲章のひな形になったといわれているアメリカ合衆国憲法はどうだろうか。

アメリカ合衆国憲法前文 (The United States Constitution ¹⁰ 1787)

We the People of the United States,

in Order to form a more perfect Union,

establish Justice,

insure domestic Tranquility,

provide for the common defence,

promote the general Welfare, and

secure the Blessings of Liberty to ourselves and our Posterity,

do ordain and establish this Constitution for the United States of America.

上記のいずれの例にも見られるのは、主語に We (又はそれに匹敵する主体である国家や人民) を使って、宣言者の強い意思を表わすとともに、いくつも重ねた副詞句により、宣言の趣旨を説明しようとする表現形式である。これが、冒頭に述べた協定及びその前文による共同意思記録機能と発信機能を端的に表していると考えられるが、より長期的、歴史的視点に立てば、そこには「宣言の系譜」ともいべき知の体系が存在すると言えるのではないだろうか。

5. 結語

以上の分析の結果から、国際機関の共同意思表出文書に関する英語コミュニケーション上の特質については、次の点が指摘できる。

- ① 国際機関の共同意思表出文書としての3つのカテゴリーである協定、共同声明及び共同宣言は、程度の差こそあれ、当該国際機関の共同意思を記録する機能とそれを他者に発信していく機能を併せ持っていること。
- ② 共同宣言においては、宣言者の主観的意思を強く表すため、We という一人称を使用するとともに、対応する述語動詞も agree、commit 等行動への意思や決意を表すもののウエイトが高くなっていること。
- ③ 特に、実務的な国際機関である WTO においては、APEC と比し、他を賞賛する用語や他者の行為を懲憑する用語の使用は少く、より直接的に行動、決意を表すもののウエイトが高いこと。
- ④ 述語動詞の頻度について言えば、WTO 共同宣言においても APEC と同様、特定少数語の集中反復使用が見られること。

¹⁰ 出典 <http://www.house.gov/Constitution/Constitution.html>